

# 家賃負担を月額最大4万円軽減できる

滝沢市保育協会では、滝沢市の定める「滝沢市保育士宿舎借り上げ支援事業」の適用を受け、保育士の待遇改善を図る事を目的として、この制度を実施しています。対象となる保育士がこの制度を利用した場合、**滝沢市と当協会、双方の補助により、家賃負担が最大40,000円軽減できます。**

注) 滝沢市の補助金制度のため、利用できる人数には限りがあります。



## 好きな賃貸物件を選べる

当協会では賃貸物件(アパート・貸家等)の指定は行いません。事前に希望の物件を選んでいただき、当協会にて借上げ(契約)をします。また、既に賃貸物件に入居しており、採用後も継続して入居を希望する場合も、当協会の契約に変更が可能であれば利用できます。

## 採用された月から利用できる

年度途中で採用された場合でも、採用された月から利用できます。

## 正職員だけじゃない。 契約職員も対象です！

正職員だけでなく、契約職員も利用できます。  
入居資格の詳細は裏面をご覧ください。

## 入居している職員の声

家賃の負担が少なくなった分、趣味も楽しみ、生活も気持ちの面でも充実しています。自分の好きな立地や間取りを選べたのはとてもうれしいです。職場近くの物件なので、通勤時間も短く、時間にゆとりをもっています。



## 借上げする宿舎について

賃貸物件(アパート・貸家等)については、当協会にて契約(借上げ)をします。滝沢市外の賃貸物件も対象です。こちらから物件の指定はしませんので、好きな物件を選ぶことができます。

## 対象とする保育士

借上げ宿舎への入居資格は、次にあげる要件を全て満たす者としてします。

- ◎ 新たに採用された常勤の保育士であること
- ◎ 同居者に住居手当等を支給されている者がいないこと

正職員だけでなく、契約職員も要件を満たせば対象となります。また、年度途中で採用された場合でも、採用された月から制度を利用できます。

## 入居期限

借上げ宿舎の入居期限は、入居後5年です。

※入居期限が満了したときは、本人名義の契約に変更するか退去していただくこととなりますので、ご了承下さい。

## 使用料について

借上げ宿舎の1ヵ月の使用料は以下の通りです。

賃借料(家賃)	使用料
45,000円以下の場合	5,000円
45,000円を超えた場合	40,000円を超えた額

※10円未満は切り捨て

- 例) アパートの賃借料が 40,000円 の場合 → 使用料 5,000円  
アパートの賃借料が 45,000円 の場合 → 使用料 5,000円  
アパートの賃借料が 50,000円 の場合 → 使用料 10,000円

## 使用者が負担するもの(使用料に含まれないもの)

下記の費用については、使用者の負担とします。

- ◎ 敷金・礼金
- ◎ 電気・ガス・水道等の光熱費
- ◎ 火災保険料
- ◎ 町内会費
- ◎ 駐車場の利用料(有料の場合)
- ◎ 軽易な修理修繕にかかわる費用
- ◎ 退去費用(原状回復費用)
- ◎ その他、協会が入居者の負担を必要と認めた費用

## 同居させることのできる者

同居させることのできる者は、次に掲げる者のほか理事長が認めた者となります。

- ◎ 配偶者
- ◎ 子
- ◎ 本人および配偶者の親